

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（㎡）
東広島市河内町戸野字宮之原五一八九番		田	九六四

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和七年五月一日	一五年八か月	三〇、八四八

三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局東広島支局に補償金を供託する。

四 その他

農地中間管理機構が農地中間管理権（利用権）を十五年以上有している農用地については、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第八十七条の三第一項の土地改良事業が行われることがある。